

「玉川野毛町公園拡張事業設計及び住民参加検討外業務委託」  
公募型プロポーザルに関する質問回答書

以下の質問は、問い合わせ頂きました原文のまま掲載しております。

1. 説明書についての回答

No,	項目	質問	回答
1	p 8-9 「12.(1) 企画提案における世田谷区発行の参考資料」	区発行の参考資料のうち、「世田谷区文化財保存活用基本方針」において文化財の現況把握及び活用の方針が示されています。計画地周辺には下野毛遺跡、谷川上遺跡等の包蔵地が分布していますが、本事業の公園整備に際し、新たに追加調査等の実施を予定されているのでしょうか。調査等を行わない場合、整備にあたっての保存方針があればご教示ください。	下野毛遺跡、谷川上遺跡等については、法令に基づく保護の範囲となりますが、個別の保存方針となるものは現存していません。 新たに追加調査等の実施とは、どのような内容か読み取れませんでした。本委託では、「世田谷区文化財保存活用基本方針」に基づく調査等の計上は想定していません。 また、文化財包蔵地内の整備にあたっては、関係する所管と協議し、必要な手続きを行い進めます。

2. 仕様書についての回答

No,	項目	質問	回答
2	p 2 「2.(2) 官民連携手法の検討」 p 5 「3.(2) 官民連携手法の検討」	官民連携手法の検討について、参考資料 (p.34)では「公募設置管理制度 (Park-PFI) などの活用を検討」とあり、仕様書 (案) において「公園利用や活動の拠点となる施設」(p.2)、「便益・サービスの拠点となる施設」、「既存公園施設(既存プール)」(p.5)と記述されています。官民連携の事業手法によっては(1)	概ねそのような理解で結構です。本委託では、基本計画(案)等を踏まえて、本公園にふさわしい官民連携の事業手法について検討を行います。 ただし、公園全体を PFI 事業で行うことは、想定していません。

		<p>拡張区域全体を PFI 事業により整備、管理運営を行う方法や、(2)指定管理者制度、(3)設置管理許可制度、(4)その他及び、これらを組み合わせる方法等、様々な方法が考えられますが、このような事業手法も含めて検討するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
3	<p>p 2 「 2 . ( 2 ) ) サウンディング調査の実施」 p 5 - 6 「 3 . ( 2 ) ) サウンディング調査資料の作成、 ) サウンディング調査の実施支援」</p>	<p>令和 3 年度の官民連携手法の検討について、拡張予定地については、p.2「 2 . ( 2 ) ) サウンディング調査の実施」、既開園区域については、p.5「 3 . ( 2 ) ) サウンディング調査資料の作成、 ) サウンディング調査の実施支援」とあります。令和 3 年度は、拡張予定地は受託者がサウンディング調査を実施し、既開園区域は区が実施するサウンディング調査を支援するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>p 6 「 3 . ( 2 ) ) サウンディング調査の実施支援」は「 3 . ( 2 ) ) サウンディング調査の実施」と読み替えてください。 なお、受託者は区と協議し、サウンディング調査全般を実施します。</p>
4	<p>p 8 「 4 . ( 2 ) 官民連携手法の検討」 p 1 1 「 5 . ( 2 ) 官民連携手法の検討 ~ 」</p>	<p>令和 4 年度の官民連携手法の検討について、拡張予定地については、p.8「 4 . ( 2 ) 官民連携手法の検討」をすることとなっていますが、既開園区域については、p.11「 5 . ( 2 ) ~ 」において事業者公募設置指針作成から特定事業者選定結果とりまとめを行うこととなっています。拡張予定地については令和 4 年度には公募手続きを行わないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書(案)はプロポーザル説明書に対する企画提案のための参考資料として、作業量やスケジュールの目安を示したものです。今後の進捗状況により、内容の変更は想定されません。 なお、現在は、プロポーザルにより企画提案を求めている段階です。 仕様については、事業者の企画提案を踏まえ、区と協議を行い決定します。</p>

5	p 1 5 「 7 . スケジュール ( 予定 ) 」	スケジュール ( 予定 ) の表に示された「建築物」とは「公園利用や活動の拠点となる施設」「便益・サービスの拠点となる施設」の2棟をはじめ、基本計画で再配置・統合を検討する管理事務所、トイレ等9棟及び、広域用防災倉庫1棟を含むもので、令和5年度業務で設計・調整、令和6年度業務で整備・調整を行う予定ということによろしいでしょうか。	No, 4 の回答のとおり。
6	p 3 「 2 . ( 6 ) 有識者へのヒアリング」 p 6 「 3 . ( 6 ) ) 有識者へのヒアリング」 p 9 「 4 . ( 6 ) ) 有識者へのヒアリング」 p 1 2 「 5 . ( 6 ) ) 有識者へのヒアリング」	有識者へのヒアリングについて、拡張予定地は令和3年度、令和4年度に各6回、既開園区域区域は令和3年度、令和4年度に各3回とあります。ヒアリング対象の想定人数と各対象者へのヒアリング実施回数をご教示ください。	No, 4 の回答のとおり。
7	p 2 - 3 「 2 . ( 3 ) 区民との合意形成支援」 p 8 「 4 . ( 3 ) 区民との合意形成支援」	プレイベント(令和3年10月頃、令和4年3月頃)、イベント(令和4年4月、7月、10月、令和5年1月)とありますが、パークらぼとの調整の上、地域行事や学校行事等との関係、気象条件や社会情勢(感染症の拡大等を含む)の変化等を踏まえて時期や回数を変更する場合もあると考えてよろしいでしょうか。	No, 4 の回答のとおり。
8	p 2 - 3 「 2 . ( 3 ) 区民との合意形成支援」 p 8 「 4 . ( 3 ) 区民との合意形成支援」	オープンパーク、プレイベント、イベント等の実施にあたって、草刈や樹木の危険な枝の除去等の事前の維持管理作業については、本業務には含まれないと考えて良いでしょうか。	現地の維持管理作業については、本業務には含まれません。

9	p 2 - 3 「 2 . ( 3 ) 区民との合意形成支援」 p 8 「 4 . ( 3 ) 区民との合意形成支援」	パークらぼ活動の中で、オープンパーク、イベント以外の日程においても拡張予定地内に立ち入って調査や作業等を行うことは可能でしょうか。	可能です。
---	--	---	-------

### 3. 参考資料

No,	項目	質問	回答
1 0	参考資料 玉川野毛町公園拡張事業 基本計画書（案） p 33	拡張予定地の概算整備費は総額で 7 億 6 千万円とありますが、これは既開園区域の改修部分、新規建築物 2 棟の整備費を含む金額でしょうか。含まない場合、それぞれの概算をご教示ください。また、本業務で基本計画を行う既開園区域（7 割程度）について、現時点の整備予算規模がわかればご教示ください。	拡張予定地の概算整備費は、基本計画図で示す「公園利用や活動の拠点となる施設」等の建築物を含めた総額で、7 億 6 千万円程度を見込んでいます。 現時点、既開園区域については、「便益・サービスの拠点となる施設」等の建築物を含めて、整備予算規模について算出していません。
1 1	参考資料 建築施設の配置図、一覧表	「以下の施設について再配置、新設、統合等について検討する」とあり、既存公園施設 9 棟、新たに設置検討する施設 4 棟（便益・サービスの拠点、公園利用や活動の拠点、公衆トイレ、広域用防災倉庫）とあります。本業務における建築物の基本計画の修正検討では、用途地域による建築用途制限に限らず、都市公園法第 2 条 2 「公園施設」に則り、拡張区域においても「七 飲食店、売店その他の便益施設」や「八 管理事務所その他の管理施設」も配置可能と考えてよろしいでしょうか。	本公園に必要な施設の検討を行っていきます。また、その整備にあたっては、法令を遵守し、必要な手続きを行い進めていきます。